

政 法 第 3 6 6 3 号
答 申 第 4 6 5 号
平 成 2 9 年 2 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月25日付け行革第42号による下記の諮問について、別添のとおり
答申します。

記

諮問第575号

平成27年5月14日付けで異議申立人から提起された、平成27年4月27日付
け行革第29号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定につい
て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、「経理問題報告書 関連資料（病院局）」中の様式1「『使用料及び賃借料』に係る調査票」の債権者名（支払相手方）（以下「本件不開示部分」という。）に記載された情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年4月8日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「不正経理問題について、具体的には別紙の通り。」「別紙 2009年9月8日に判明して翌9日に会見がなされた、千葉県が惹き起こした30億円にも上る財務犯罪問題についての情報のうち、千葉県精神科医療センターに関する情報一切。なお非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。ただし、病院局の本部にあたるどころと、知事部局の行政改革推進課にある文書。」

3 特定した対象文書

実施機関は、「経理問題報告書 関連資料（病院局）」（以下「関連資料」という。）を対象文書として特定した。関連資料は、分類及び資料の内容ごとに1から17までの番号がふられた資料により構成されており、そのうち、千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）に関する情報が記載されている資料（番号1、2、4、11及び17の資料）を対象文書とした。

具体的には、「所属別の支出ベース不適正経理処理の状況（H15-20）」（番

号1の資料。以下「文書1」という。）、「所属別の納品ベース不適正経理処理の状況（H15-20）」（番号2の資料。以下「文書2」という。）、「所属別プール金保有状況」（番号4の資料。以下「文書4」という。）、「様式1（需用費に関する調査）」（番号11の資料。以下「文書11」という。）及び「使用料及び賃借料調査票」（番号17の資料。以下「文書17」という。）を対象文書として特定した（以下これらを併せて「本件対象文書」という。）。

4 実施機関による決定

平成27年4月27日付け行革第29号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立年月日

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年5月14日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

請求にかかる文書をさらに特定したうえで、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

財務犯罪・不正経理に関して現存する他の行政文書についても、その重大性からして永年で保存するよう保存期間を改めるべきである。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。本件対象文書は、原処分で特定された行政文書のみで尽くされるとは到底考えられない。

千葉県の財務犯罪・不正経理という一大事の調査に係る行政文書が3年保存であるということは不当である。

3 意見書の要旨

(1) 文書の特定について

実施機関は、簿冊のみを探索して、電子メールや簿冊に綴られていない文書は対象から除外したと見受けられる。パソコンのデータや簿冊以外の文書をも探索すべきである。

(2) 条例第8条第3号による不開示について

処分庁の理由説明書によれば、当該不開示部分は条例第8条第3号ロに該当することを理由に原処分がなされたものと解せる。したがって、同号ロの文理

に合致するか否かで本件決定の妥当性を判断すべきである。

ア 「実施機関からの要請を受けて」について、説明が欠落している。実施機関が実際に要請を出したのであれば、その経緯を説明すべきである。

また、平成21年当時、千葉県が組織ぐるみで財務犯罪を行っていたことは大々的に報道されており、社会的に巨大な要請があったといえる。したがって、業者名は、実施機関の要請に基づく任意提供情報であるとはいえない。

イ 「公にしないとの条件」が付されたことの証明がない。

ウ 実施機関は、「法人等又は個人における通例として公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示の根拠としていないため、「その他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当すると主張していると思料される。「その他」とは具体的に何かを明示すべきである。

エ 「当該情報の性質、当時の状況等」とはどのような性質であり、どのような状況を説明すべきである。

オ 本件では、千葉県の行政機関が組織ぐるみで財務犯罪を続けていたことが大々的に報道されたことから、実施機関によって要請があったわけではなく社会的に強大な要請があったと言える。したがって、業者名は、実施機関の要請に基づく任意提供情報とは認められず条例第8条第3号ロに該当しない。

病院局8者のうちセンターのみが本来、保存を義務付けられた期間内であるにもかかわらず、本件対象文書を作成する原資料となった帳簿を廃棄していたため、6年間で1200万円もの血税が使途不明金とされたままである。千葉県は、現存する情報のうち可能な限りで説明責任を果たすべきである。

また、少なくとも事業者名は、条例第28条第1項に規定する出資法人が含まれていれば、当該法人は公益性が強大であり、情報公開規定を設置していることから当該法人だけでも開示すべきである。

業者名は、第3号ロに該当したとしても、県民はじめ国民全体の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるから同号ただし書により開示すべきである。

(3) 行政文書の保存期間について

異議申立ては、情報公開に係る決定処分だけではなく、当該決定処分の基因となった開示請求に係るあらゆる行政行為についても適法か違法か、正当か不

当かが審査の対象となっている。

一般に情報公開では、保存期間を経過した文書は廃棄したとして、全部不開示とされる。保存期間によって処分内容も変化するのであるから保存期間の変更も情報公開の決定処分に関するものであると言える。

当該財務犯罪は、当たり前ことができていなかったことの現れなのであるから、当然、未来永劫、失われることのないよう永久にすべきである。

(4) 開示請求時における職員の対応について

本件請求において、電話時にも文書でのやり取り時にも、関係職員から当該財務犯罪に関する謝罪等がなかった。

法的には謝罪し反省する言葉を贈る必要がなかったにせよ、もう二度と前回のような主権者を裏切る事件を惹起しないと銘記すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件対象文書の特定について

本件請求に対し、実施機関は、本件対象文書を特定し、条例第8条第3号に該当する情報として、業者名を不開示として、本件決定を行った。

実施機関は、対象文書の特定にあたって、保管・管理する経理問題に係る関連文書のうち、簿冊名が「その他」など知事部局外の病院局等の公営企業の文書が含まれている可能性があるものを確認したところ、本件対象文書以外の文書は知事部局の関連資料であることを確認した。

2 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、経理問題報告書に係る病院局の関連資料のうち、センターの記載該当箇所である。

このうち、文書1は所属別の支出ベース不適正経理処理の状況、文書2は所属別の納品ベース不適正経理処理の状況、文書4は所属別プール金保有状況、文書11は需用費調査票、文書17は使用料及び賃借料に係る調査票である。

3 部分開示の理由について

本件対象文書の文書11と文書17に記載されている業者名は、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められる。

4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、不正経理問題に係るセンターに関する文書は全てを開示していない旨主張する。しかし、上記1で説明するとおりである。

- (2) 異議申立人は、行政文書の保存期間を永年で保存するよう旨主張する。しかし、本件決定内容に関するものでないため説明する理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件決定で、部分開示されたのは文書11と文書17である。そこで、文書11と文書17に関して、当審査会が事務局職員をして調査したところ以下のとおりであった。

ア 平成21年度に当時の総務課行政改革推進室（以下「行政改革推進室」という。）を中心として、いわゆる不正経理問題に関し、過去6年間分の需用費や使用料及び賃借料等に関する全庁調査が行なわれた。

需用費に関する調査は、業者名を公表しない旨の条件を付したうえで業者から帳簿を入手し、県の支出伝票と突合する方法で行われ、その結果、文書11が作成された。

使用料及び賃借料に含まれているハイウェイカードの購入実績に関する調査は、各所属の出納簿など関係書類から使用状況及び管理状況を確認し、不正換金の有無を確認するという方法で行われ、その結果、文書17が作成された。

イ 県の内部調査を検証するため第三者委員会として千葉県経理問題特別外部審査委員会が設置され、同年9月と12月に特別調査結果報告書（以下「報告書」という。）が公表された。

本件対象文書が含まれている関連資料は、報告書が公表された際の参考資料として作成されたものであって、知事部局においては各部が、その他の部局は各部局が、同一様式による関連資料を作成して、行政改革推進室に送付し、これを収受した行政改革推進室が取りまとめのうえ、記者会見の会場に各関連資料を備え付け、記者等に閲覧可能な状態においていた。また、各関連資料がコピーされ、議会各会派に配布されていた。

- (2) 実施機関による不開示部分について

実施機関は、本件対象文書の文書11と文書17の不開示部分を区別することなく全体として条例第8条第3号ロに該当すると主張している。

しかし、当審査会が関連資料を確認したところ、文書11の業者名が記載さ

れていたとされる部分は、もともと黒塗りにされていたことが判明した。

本件決定において、実施機関が新たに不開示とした部分は、文書17に記載された債権者名である。

よって、文書11における黒塗りの部分は、実施機関が不開示とした部分ではないので、本件不開示部分について検討する。

なお、実施機関は、部分開示決定通知書でも理由説明書でも、関連資料を病院局から收受した時点で文書11の業者名の部分が黒塗りの状態であったということを説明していない。行政機関の説明責任の観点から、実施機関は、対象文書の作成経緯、收受された際の文書の状態等を具体的に説明すべきであった。

(3) 本件不開示部分の条例第8条第3号該当性について

ア 当審査会が、事務局職員をして実施機関に、文書11では業者名が黒塗りであるのに対し、文書17では債権者名が黒塗りではないことについての説明を求めたところ、文書11は、記載されている業者から業者名を公にしない旨の条件で任意提供を受けた情報を基に作成されたものであり、また、これらの業者は不正経理に関与した業者であり、業者名を公表することにより、当該業者に対する風評被害が発生するおそれがあったことから黒塗りとしたとのことであった。

他方、文書17については、作成過程において任意提供などの経緯はなく、ハイウェイカードの購入実績に関する調査は、不正換金の有無等、カードの使用状況を確認することが主目的であり、文書17に記載されている債権者名は、単にハイウェイカードの購入元という情報にすぎず、不正経理に関与した業者ではないことから、記者等に供した各関連資料においても黒塗りはしなかったとのことであった。

イ 以上の経緯を踏まえると、文書17の債権者名については、関連資料に記載されていることをもって不正経理に関与した業者との印象を与えなくもないが、平成21年度当時には、前述のとおり、記者及び議会各会派に公表されていた情報であり、また、文書17を構成する「様式1『使用料及び賃借料』に係る調査票」と「様式2『有料道路回数券等』の使用状況確認票」の両者を精査すれば、文書17に記載の当該事業者が不正に関与したものとして記載されているわけではないことが理解できるものである。

これらの事情を考慮すると、本件不開示部分を開示したとしても、当該業者の名誉、社会的地位等が損なわれるとはいえず、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、本件不開示部分は、条例第8条第3号イに該当せず、関連資料作成の経緯から同号ロにも該当しない。

よって、本件不開示部分は開示すべきである。

2 対象文書の特定について

異議申立人は、意見書において、本件対象文書の特定に関して、パソコンのデータ等も探索すべきであると述べていることから、以下検討する。

当審査会が事務局職員をして行政改革推進室の後継組織である行政改革推進課が管理するファイルサーバー（以下「当該サーバー」という。）を確認したところ、報告書の作成に関連したと思われる数個のエクセルファイルの存在が確認された（以下「当該ファイル群」という。）。当該ファイル群の内容を確認したところ、いずれも最終更新日時は報告書の作成以前であり、関数や数値が入力されていても空欄となっているセルが複数存在する、あるいは同一の表であっても時点、内容が異なるなど、明らかに当時の担当職員が報告書の作成過程で一時保存したものと判断され、当該ファイル群と最終報告書との関連性や整合性は不明であった。

実施機関によると、当該ファイル群は、現在の担当職員が前任職員から過去の案件に関するものであるとして、存在自体は知らされてはいたが、報告書作成以降、現在に至るまで業務上の利用はされておらず、組織として用いる前提で保有されているものとはいえないとのことであった。

このような状況から判断すると、当該ファイル群は、事後に組織としての利用が予定されているものではなく、当時の担当職員が報告書の作成過程で一時保存したファイル群を消去せずに当該サーバーに残していったものと認められ、また前述のとおり、これらの個々のファイルは特定の情報を形成しているものには該当しない。

よって、当該サーバーに存在する当該ファイル群は、データ処理作業のために一時的に利用されたものにすぎず、条例第2条第2項第3号に定められている「文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録」に該当し、同項本文に定められている「行政文書」には該当しないと認められる。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関の書庫等で改めて本件請求に係るその余の文書について探索を行ったところ、その存在を認めることはできなかった。

したがって、本件対象文書以外の行政文書は保有していないという、実施機関の説明は首肯できる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上より、実施機関は、上記第1のとおり本件不開示部分を開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月25日	諮問書の受理
平成27年6月2日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年7月6日	異議申立人から意見書の受理
平成28年11月2日	審議
平成28年11月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)